

犯罪被害者等支援条例制定に向けた これまでの取組について

1 犯罪被害者等支援の推移

年 月	国	県
S49. 8	三菱重工ビル爆破事件（犯罪被害給付制度の必要性を議論）	
S55. 5	犯罪被害者等給付金支給法（後の「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」公布）	
H4. 3	東京医科歯科大学に全国初の民間施設となる「犯罪被害者相談室」設置	
H7. 3	地下鉄サリン事件発生（犯罪被害者等の精神的被害の必要性を議論）	
H9. 8		岩手県犯罪被害者支援連絡会設置
H13. 4	犯罪被害者等給付金支給法の一部改正	
H13. 10		いわて被害者支援センター設立
H16. 12	犯罪被害者等基本法成立	
H17. 12	犯罪被害者等基本計画策定	
H19. 3		岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例制定（第 15 条に犯罪被害者等に対する支援を規定）
H20. 12		岩手県犯罪被害者等支援指針策定
H21. 1	犯罪被害者等支援総合案内窓口設置	
H22. 6		いわて被害者支援センターを早期援助団体に指定
H23. 3	第 2 次犯罪被害者等基本計画策定	東日本大震災のため、岩手県犯罪被害者等支援指針の改訂は行わず
H28. 3	第 3 次犯罪被害者等基本計画策定	岩手県犯罪被害者等支援指針改定
H29. 10		「はまなすサポートセンター」運用開始
R3. 3	第 4 次犯罪被害者等基本計画策定	
R3. 11		「はまなすサポートセンター」の 24 時間 365 日相談対応開始
R4. 3		岩手県犯罪被害者等支援指針改定
R6. 4	「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ	犯罪被害者等支援条例施行

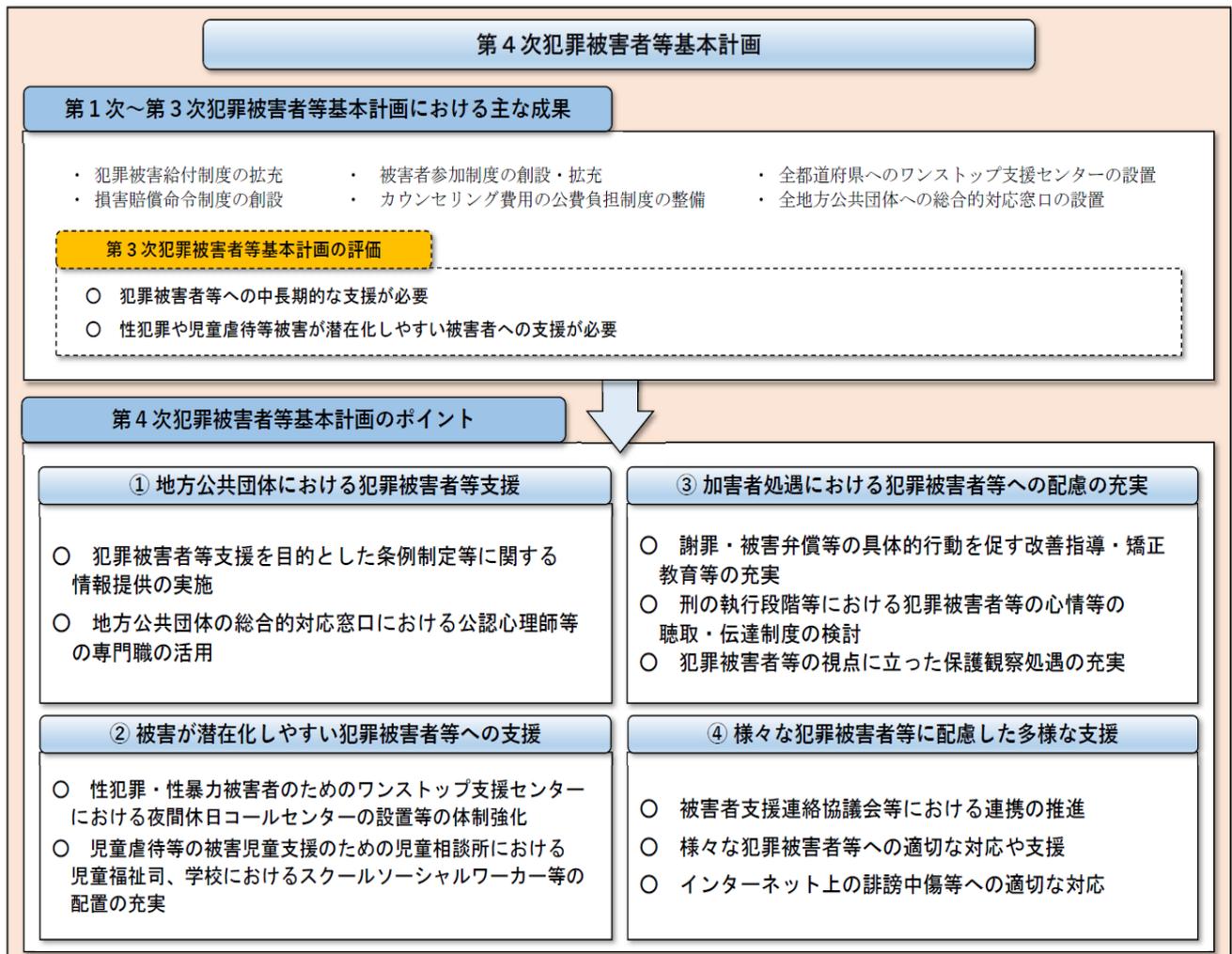
2 国の第4次犯罪被害者等基本計画

(1) 策定

令和3年3月閣議決定

(2) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年



3 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

(1) 条例の制定（平成19年3月制定、平成19年12月・令和6年3月27日改正）

・「防犯に係る施策」と「犯罪被害者等に対する支援」の2本柱

(2) 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（抜粋）

本県においては、これまで人と人とが触れ合い、助け合うことにより、顔の見える地域社会が維持されてきた。

しかしながら、近年、都市化や国際化、情報化などにより社会経済情勢が大きく変化し、地域の連帯意識や人間関係の希薄化が懸念される中で、全国的に子どもや高齢者等が被害を受ける事件が多発しており、犯罪のない社会を願う県民の意識は高まりつつある。

このような状況に対処するためには、行政、県民及び事業者が、犯罪のない安全で安心なまちづくりにそれぞれ取り組むとともに、相互に連携し、協力して「地域の絆（きずな）」を再生し、自助、共助及び公助による取組を推進することが必要である。

ここに、私たちは、ふるさと岩手を、住む人、訪れる人、誰にとっても、犯罪のない安全で安心な地域社会として将来に引き継いでいくよう、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（犯罪被害者等に対する支援）

第15条 県は、犯罪による被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が平穏な生活を営むことができるよう、国及び市町村並びに犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携を図り、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県民等は、犯罪被害者等の名誉及び平穏な生活を害することがないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

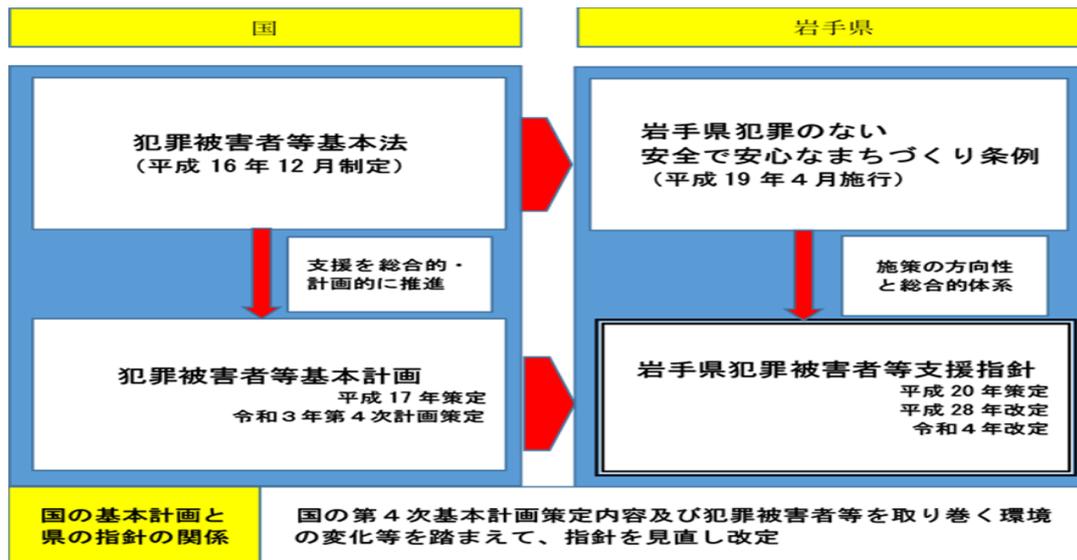
※第15条は、「犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い削除

4 岩手県犯罪被害者等支援指針

「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等に対する支援と犯罪被害者等を支える社会づくりの取組を総合的・体系的に推進するため、「岩手県犯罪被害者等支援指針」を策定。

国の犯罪被害者等基本計画策定及び犯罪被害者等を取り巻く環境の変化に応じて、これまでに2度に渡り改定している。

【参考資料1】



<指針における重点事項>

- 第1 損害回復・経済的支援等への取組
 - 1 損害賠償請求等に関する周知
 - 2 給付金制度等の充実
 - 3 居住の安定
 - 4 雇用の安定
- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
 - 1 保健医療サービス・福祉サービスの充実等
 - 2 再被害防止等の安全確保の充実
 - 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等
- 第3 刑事手続への関与拡充への取組
 - 1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等
- 第4 支援等のための体制整備への取組
 - 1 関係機関による総合的な支援活動と情報提供の充実
 - 2 支援に携わる者の研修体制の充実と人材の育成
 - 3 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携
- 第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
 - 1 県民理解増進のための広報等の取組の推進

5 条例制定の経緯・背景

(1) 犯罪被害者等基本法の規定【参考資料2】

犯罪被害者等基本法第5条では、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定している。

(2) 本県における犯罪被害等の状況【添付資料】

10年間の刑法犯認知総数は減少傾向にあるが、殺人、強盗、不同意性交等の凶悪犯罪は、毎年一定数発生しているほか、ストーカーや配偶者暴力等の認知数は高止まりの状況にある。

また、民間支援団体に対する相談件数も年々増加している。

(3) 誹謗中傷等の二次被害への対応

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等により行われる誹謗中傷等のいわゆる二次被害が社会問題となっている。

(4) 支援に係る体制構築・連携強化

市町村や民間支援団体が犯罪被害者等支援における重要な主体であることを踏まえ、県が更なる支援を行うことが必要である。

また、犯罪被害者等が必要とする支援を行うため、有識者等の意見を施策に反映する仕組み、定期的な見直しを行う仕組みの構築が必要。

6 犯罪被害者等支援条例の概要

(1) 条例の目的

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること。

(2) 用語の定義

① 犯罪被害者等

犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

② 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。

③ 二次被害

犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠け言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等をいう。

④ 民間支援団体

犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体をいう。

(3) 基本理念

犯罪被害者等支援は、

- ・犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するという認識の下に行われること。
- ・犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）、置かれている状況等に応じて適切に行われるとともに、支援により二次被害を生じさせることのないよう十分配慮すること。
- ・国、県及び市町村が行う公助を基本とし、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われること。
- ・県、市町村、民間支援団体その他の関係機関が相互に連携し、協力することにより行われること。

(4) 条例の柱

① 犯罪被害者等支援に関する計画の策定

- ・必要な支援が途切れることなく提供できる体制の確保
- ・県、市町村、民間支援団体等の各主体が実施する具体的な支援施策を含めた計画の策定
- ・計画に基づき実行した施策の進捗管理及び評価の実施

② 審議会の設置

計画の策定や必要な支援施策について、専門的な見地から調査審議を行う附属機関として、審議会を設置

【参考資料 3】